

核医学認定薬剤師単位表

認定条件 過去3年間で

・放射性医薬品の取扱 15単位以上 必須

計 30単位以上 不足分は【認定・更新条件単位について】から補う

更新条件 過去5年間で

・放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会以外の学会等参加 下記【認定・更新条件単位について】のうち、(学術集会参加および発表) から 15単位以上 必須

・放射性医薬品の取扱 30単位以上 必須

計 50単位以上 不足分は下記【認定・更新条件単位について】から補う

【認定・更新条件単位について】

(放射性医薬品の取扱)

認定申請時には「製造・調製あるいは品質検査」で15単位を必須とする。更新申請時には「製造・調製、品質検査あるいは放射性医薬品管理」で30単位を必須とする。

	年間 30 製剤以上実施の単位	年間 50 製剤以上実施の単位
製造・調製	10	15
品質検査		
放射性医薬品管理		

同一製剤で、製造・調製、品質検査あるいは医薬品管理を同時に施行した場合は合わせて1製剤とする。

それぞれ一年間での単位数とする。

(学術集会参加および発表)

	参加による単位	加算単位		
		筆頭演者	共同演者	教育講演等受講
日本核医学会企画				
1. 日本核医学会総会	15	5	3	5
2. 日本核医学会春季大会	15*			
	5**			
3. 放射性薬品科学研究会	10	3	2	
4. 日本核医学会地方会	5	3	2	
その他				
5. 日本薬学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会ブロック大会***	10	3	2	3
6. 核医学・放射性医薬品関連国際学会	10	3	2	

7. その他の認定された学術集会	1-10	0	0	
8. 各種放射性医薬品取扱講習会	5	0	0	

注：核医学・放射性医薬品関連国際学会には、世界核医学会、アジアオセアニア核医学会、欧州核医学会、米国核医学会、国際放射性医薬品科学シンポジウム、日中韓放射性医薬品シンポジウムなどが含まれる。

同一学会での複数の発表を行っても1回とする。

同一学会での複数の教育講演に出席しても1回とする。

*春季大会での「核医学基礎セミナー」・「PET 研修セミナー」・「PET 薬剤製造施設認証セミナー」への参加は15点とする。ただし1年度につきどれか一つを15単位とする。

**春季大会での上記以外のセミナーへの参加は5点とする。

***5. については放射性医薬品あるいは核医学に関連する指定セッションのみを対象とする。

(学術論文掲載)

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 核医学および AnnNuclMed (機関誌) (原著)	10	3
2. 核医学および AnnNuclMed (機関誌) (原著以外)	6	2
3. その他、核医学に関連した学術論文 (原著) 査読制度のある学術雑誌	6	2
4. その他、核医学に関連した学術論文 (原著以外) 査読制度のある学術雑誌	3	1
5. その他、核医学に関連した学術論文 (原著) 査読制度のない学術雑誌	3	1
6. その他、核医学に関連した学術論文 (原著以外) 査読制度のない学術雑誌	1	0

附則

1 ただし、必要数の放射性医薬品管理に関与していることが第三者による証明書や、適当な記録文書等で証明出来れば(書式任意)、新規認定条件の「放射性医薬品の取扱 15 単位」の代わりと出来る(平成 32 年(2020 年)まで)。

2 問い合わせのあるものについては適宜、日本核医学会教育・専門医審査委員会にて審議して定める。

3 平成 29 年 9 月 30 日制定。